



# みんなには おかや

財団法人 岡谷市国際交流協会(OIEA)  
 〒394-8510 岡谷市幸町8-1 岡谷市役所4階  
 TEL: (0266) 24-3226 FAX: (0266) 24-3229  
 E-mail: oiea@oiea.jp URL: [www.oiea.jp](http://www.oiea.jp)  
 2009年1月15日発行 冬号

～このニュースレターは財団法人岡谷市国際交流協会が外国籍市民の皆様へ日本の文化をお伝えしながら、様々な生活に役立つ情報を提供しようと季節ごと年4回発行しております。ご意見、お問い合わせは上記へお寄せください。

## ふゆ こうつうあんぜん 冬の交通安全

いよいよ冬がやって来ました。諏訪の冬はとて寒く、道路は1月から2月頃にかけて雪や凍結で大変危険な状態になります。

皆さんは、毎日さまざまな交通手段を使って、通学、通勤、通院、買い物などで外出されていると思いますが、その時に転んでけがをしたり、怖い思いをした経験はありますか？道路が滑りやすい冬は歩くことだけでも精一杯ですが、自転車や二輪車(バイク)、自動車にも気を付けてくれないけません。

また逆に自転車や二輪車(バイク)、自動車を運転する方も冬の凍結した道はブレーキが効かず思わぬ事故につながる危険があります。もしもその時に歩行者を傷つけてしまうと大変です。通学中の子供たち、通勤中の人たちそして、通院中の高齢者の人たちに十分注意しての運転を心がけましょう。お互いに自分だけが気を付けていても相手がいることを忘れず、日ごろから周囲に目を向けていることが必要です。

日本で二輪車(バイク)を運転する場合がありますが、車体が小さい分、実際より遠くに見えるように見えますが、自動車に比べて動きが早く、車体も小さいため車の運転者からは見えにくく、また、遠近感と速度感覚がずれやすいという危険性がありますので運転中はさらに注意が必要です。

また、日本でも交通のルールとして絶対に守らなければならないのは飲酒運転。お酒を飲んだ瞬間から車を凶器に変えるのが、飲酒運転の恐ろしさ！「酒



に強いから・・・」「少しだけだから・・・」「取締りを受けなければ・・・」「事故をおこななければ・・・」などの甘い考えは通用しません。お酒を飲んだら運転しない強い意思を持ちましょう。そして大切な皆さんの命を交通事故から守りましょう。

最後に外国人の方の多くが利用する自転車についてです。自転車は車両の一種だと皆さんは知っていましたか？自転車は道路交通法上、車両の一種(軽車両)です。自動車と同じ道路の左側に寄って通行しなければなりません。他にもルールがあり、違反をすると罰則があります。この場合、3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金となっていますので気を付けましょう。もちろん携帯電話を使用しながらの運転はやめてください。自転車といえども事故を起こすと大きな責任を負うことになります。

寒いからといって、耳あてなどを着用しての自転車の運転は、音が聞こえないのでやめましょう。

日本の正しい交通安全のルールを知り、諏訪の寒い冬の交通安全に努めましょう。

## ☆日本の冬の風物詩 ～知って楽しい日本の文化～

### 百人一首(ひゃくにんいっしゅ)

通常は藤原定家の撰による「小倉百人一首」のことをさします。百人一首は平安時代(794～1185)の歌人を中心に、鎌倉時代(1185～1333)初期までの優れた歌人の和歌を一首ずつ、合わせて100種を選び出したもので、江戸時代(1603～1867)以後、歌ガタとし広く行き渡りました。歌の内容は恋歌が43首と圧倒的に多く、次に四季の歌が32種あります。作者は男性が79人、女性が21人で、恋愛感情や自然や季節に対する想いを日本人独特な繊細な表現で表しており、古典文学の代表的作品としても名高いものとなっています。また、正月には欠かせない遊びの1つでもあります。



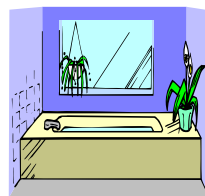
### 鍋料理(なべりょうり)

日本文化は「和の文化」ともいわれ、仲間同士の和を大事にします。その和を確認するたに仲間が集まって酒を飲み、食事をするのはその文化の型の1つですが、そんな集まりに鍋料理は適しています。鍋の中に汁と具を入れて温め、それを囲んで4～5人が適当に鍋の中から具と汁を自分の食器にとって食べます。仲間意識が持て、話はずみずみ。具も汁もさまざまな種類があり、家庭の数と同じだけ味や作り方に種類があるとさえいえます。代表的な具としては魚、貝類、あらゆる野菜、肉類などで、汁は味噌や醤油などで味付けされます。最近ではキムチ鍋なども人気があります。

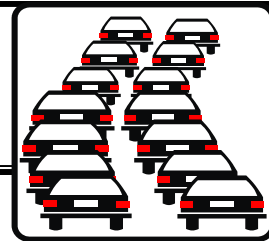


### 風呂(ふろ)

日本では風呂に入るとき、体は浴槽の外で洗い、汚れを落としてから浴槽につかります。通常、家族全員が入り終わるまで浴槽の湯は替えないので、きれいに使えます。40～50年前までは木製の浴槽が一般的でしたが、現在はほとんどがタイル、合成樹脂やステンレスで作られています。寒い冬は風呂で体を温め、湿度の高い夏は汗が乾きにくいため、風呂で汗を流します。日本の生活に風呂は欠かせません。1日の疲れをいやすにも風呂は最適です。今では日本の大部分の家庭に風呂があり、さまざまな種類の入浴剤も販売されているので、この好みの入浴剤を入れて楽しむ人も多くなっています。



# くるま じょう ほう 車 情 報



## うんてんめんきよ 運転免許

### ■国際運転免許証(外国で発給したもの)や外国免許をお持ちの方に

#### ★日本で運転できる免許証

- ①日本の運転免許証。
- ②道路交通に関する条約(ジュネーブ条約)に基づく国際運転免許証。
- ③自動車等の運転に関する外国の運転免許証(日本と同等の水準にあると認められる免許制度を有している国)。  
現在、スイス連邦、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、イタリア共和国、ベルギー王国、台湾の5国と1地域のみ  
当該外国の大使館、領事館または日本自動車連盟(JAF)が作成した日本語による翻訳文が添付されているものに限りま。

#### ★日本において運転できる期間

日本の運転免許証	有効期間内
国際運転免許証	日本に上陸した日から1年間または当該運転免許証の有効期間のいずれかの短い期間
外国の運転免許証 (スイス、ドイツ、フランス、イタリア、ベルギー、台湾のみ)	ただし、住民基本台帳に記録されている方が出国の確認を受けて日本から出国し、または外国人登録を受けている方が再入国の許可等を受けて日本から出国し、 <b>3ヶ月未満の内に帰国した場合においては、当該帰国(上陸)の日、国際運転免許証等による運転可能期間の起算日とはなりません。</b>

#### ★外国の免許証の切替え

運転可能な国以外の外国の運転免許証で、日本で運転するためには、当該外国の運転免許証を日本の運転免許証に切り替える必要があります。

### ■外国免許を日本免許に切替える方

#### ★切替えのできる方

- ①長野県内に住所が登録してあること。(外国人の方の場合は、長野県内に外国人登録していること)
- ②切替えしようとする外国免許が有効期限内であること
- ③外国免許を受けた後、その国に通算して3か月以上滞在していること。

#### ★受験場所

- ①東北信運転免許センター(長野市) 長野市川中島町原704-2 JR篠ノ井駅下車(徒歩約20分)
- ②中南信運転免許センター(塩尻市) 塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73-116 JR塩尻駅西口より約0.8Km(徒歩約10分)  
中央道塩尻 ICより約3.5Km(車約10分)

#### ★申請に必要な書類

- ①外国免許証
- ②上記免許証の翻訳文・・・翻訳文は、「大使館」、「領事館」、または「日本自動車連盟(JAF)」で日本語に翻訳したもの。  
(JAF長野支部 026-226-6975)
- ③国際運転免許証(所持している方)
- ④本籍地の記載のある住民票の抄本1通・・・外国人の方は、「外国人登録証明書」および「登録原票記載事項証明書」(市町村で発行してくれます)
- ⑤旅券(パスポート)・・・所持しているパスポートすべて。(免許の取得時期を確認するため、古いパスポートが必要となる場合があります)
- ⑥免許用写真1枚(縦3センチメートル×横2.4センチメートル、上三分身、6か月以内に撮影したもの)



⑦その他

日本国免許証、または失効してしまった日本国免許証・暫定運転免許証・身分証明書(IDカード)・外国免許証を取得した際に受領した書類(公用領収書)・取得証明書、経歴証明書・上記の外国免許証以外の運転免許証

★手数料

切り替え手数料	普通	2,400円
	小特・原付免許	各1,650円
交付手数料		1,650円

※ 外国免許を日本の免許に切り替える手続きは予約制ですので、事前に試験係へ電話により相談してください。

★問い合わせ先  
 東北信運転免許センター(長野市) 電話026-292-2345  
 中南信運転免許センター(塩尻市) 電話0263-53-6611

購入と契約



■車を選ぶときの注意

★予算

自分がどれくらいまでなら、無理なく費用を捻出できるのかは明確にしておきましょう。ただし、車は車両本体価格だけで手に入れることはできません。ナンバー登録のための経費や納車のために必要な費用。さらに場合によっては車検代など、さまざまな諸経費が掛かりますので、トータルでの支払額で考える必要があります。そのうえで支払いが可能かどうかを確認します。またローンを組む場合、頭金や月々の支払額も確認しておきましょう。

★種類

家族で使うなら、ミニバン、経済性や乗り回しのよさを優先するならコンパクトカーなど、使用目的や乗車人数で考えると選び安くなります。さらにボディサイズや燃費といったスペックもチェックしておきましょう。無理なく維持できるかも大切なポイントです。さまざまな条件をクリアし、自分に合った車が見つかったら、ディーラーに足を運んで実車をできるだけ確認しながら話し合しましょう。この際、グレードや装備などを把握しておきましょう。本当に必要な装備は何か? この装備は自分にとって必要なのかを考えましょう。

■購入手続き

車に乗るにはさまざまな手続きが必要で、ただ単に車両本体価格を支払えばすぐに走らせていいというものではありません。各手続きは基本的には車の販売店に依頼することが可能ですが、どんな手続きが必要なのかを理解しておく必要があります。

★車庫証明

登録のために、一部地域を除いて、車の保管場所を定めて警察署に申請し、車庫証明の交付を受ける必要があります。軽自動車は県庁所在地などを中心とした全国の主要都市で、車庫証明ではなく車庫の届け出が必要となります。

★登録

車庫証明を持って、国土交通省に届け出て車検証とナンバープレートの交付を受けないと道路を走らせることができません。このための手続きを登録といいます。実際の登録時にはほかに、車検取得時の自動車損害賠償責任(自賠責)保険への加入や自動車取得税/自動車重量税/自動車税の納付などが必要です。軽自動車は市区町村役場に届け出るため、やや手続きが異なりますが、いずれにしても車検証とナンバープレートの交付を受けることとなります。さらにその後も、2年毎(新車の場合、初回は3年)の車検や毎年の自動車税の支払い、また廃車時のリサイクル手続きなどがあります。

保険と税金

■保険

★自賠責保険と任意保険

自動車の保険には「自動車損害賠償保障法」によって加入が義務付けられている自動車損害賠償責任保険(自賠責保険=強制保険とも呼ばれています)と、任意に加入する自動車保険(任意保険)があります。

自賠責保険は「交通事故の被害者が、最低限の補償を受けられるように」と国が定めた保険制度です。加害者の支払い能力により被害者が補償されたり、されなかったりする事態が起こらないように強制加入が義務付けられており、加入していない車は運行できません





ん。任意保険は、事故被害者の方が亡くなった場合や、後遺障害が残ってしまった場合など、自賠責保険の限度額をはるかに超える賠償金が必要な場合の事故に備えるためにあります。賠償内容は対人、対物、人身傷害補償、搭乗者傷害、車両などの種類があって、改正保険業法の施行以降は、必要に応じて合理的な保険体系が保険会社各社に広く定着してきています。

## ★車両保険

自動車を取得して使用する車両保険とは、契約している車が偶然の事故などで損害を受けた場合に、修理代などが支払われる保険です。つまり、対人や対物保険は他人のための賠償保険ですが、車両保険とは保険契約者自身の車を補償するための保険になります。車両保険の金額は、契約する車の年式や種類の“時価”をもとにして決められます。保険会社が保有する最新の時価データに基づいて算出され、新車販売価格や事故率の高い車ほど、保険料も高くなります。補償範囲については、適用範囲や免責の設定などで変更することもできます。「一般車両保険」の補償範囲は、設定された損害すべてを網羅しています。保険料は割高ですが、自分のミスで起こした単独事故や当て逃げによる損害もカバーできます。そして、さらに保険料の安い「エコノミー車両保険」もありますが、他車との接触などによる損害だけしかカバーしません。最近では車の盗難も多く、「エコノミー」では盗難による補償を受けることができないので、高級車や人気のモデルなどに乗っているドライバーは、そのあたりも十分注意して契約したほうが良いでしょう。

## ■税金

### ★自動車取得税と消費税

購入時には自動車取得税と消費税が課せられます。自動車取得税は、購入価格に対して課税されるもので、自家用車では5%、営業車と軽自動車は3%です。ただし、新車（一部並行輸入車などを除く）はディーラーで表示している車両本体価格＋オプション価格の90%が課税対象価格となります。また、車両価格50万円以下は免税です。

### ★自動車税

車を保有している間に課せられる税金には、自動車重量税と自動車税があります。自動車重量税はその名の通り、車重で決められる税金です。税額は年ごとの算出ですが、納税は車検時に有効期間分を前払いします。2005年からは自動車リサイクル法に基づいて適正に処理された場合、車検に限り1カ月未満の除くが、相当する分が戻ってくる重量税還付制度も始まっています。自動車税は、毎年4月1日の時点での自動車（軽自動車も含む）の所有者に課せられます。排気量によって税額が定められ、途中で廃車したり、他都道府県へ移転した場合には、月割り計算で翌月から年度末までの分が返還されます。逆に購入の場合は、翌月から年度末までの月数分を購入時に納税します。ただし軽自動車は税額が小さいことから、月割り制度はありません。

### ★自家用乗用車の自動車税

排気量	税額	1500cc超2000cc以下	39,500円
3000cc超3500cc以下	58,000円	1000cc超1500cc以下	34,500円
2500cc超3000cc以下	51,000円	1000cc以下	29,500円
2000cc超2500cc以下	45,000円	軽自動車	7,200円

## 車検

### ■有効期間

そもそも車検とはなにかというと、道路運送車両法（第61条「自動車検査証の有効期間」）によって、定められたもので、検査有効期間が決められています。つまり一定期間ごとに車検（第62条「継続検査」）を受けなくては公道での走行ができないことになっています。期間については、自家用乗用車の車検の有効期限は、新車登録から初回の検査が3年間で、以降は車齢にかかわらず、2年ごとに車検を受ける必要があります。検査自体は、この有効期間が満了となる1カ月前から受けることができます。ちなみに1カ月前以内で車検を受けても次の有効期限は満了日からの期間であり、車検を受けた日からではありませんが、1カ月以内だと、受けた日から2年間（貨物車は1年間）となります。

### ■依頼と費用

車検を受ける方法としては、メーカー系列自動車ディーラーもしくは認証を受けた自動車整備工場や同じ認証を受けた自動車用品販売店などでも受けることができます。車検にかかる費用は、大きく分けて、基本的な法定費用と、それ以外の検査申請代行費や整備費などからなります。法定費用は、車検を受ける際に誰もが納めなければならない税金や保険料のことで、料金は決まっていますが、排気量やサイズなど、車種によって変わります。一方、検査申請代行費や整備費などは、それぞれのディーラーや工場によって異なります。